

職場意識改善計画

平成23年4月 6 日

取組事項	具体的な取組内容
1 実施体制の整備のための措置	
①労働時間等設定改善委員会の設置等 労使の話し合いの機会の整備	<p>(1年度目) 職場意識改善に向けた労使間の話し合いの機会を設ける。 (仮称：職場意識改善会議)定期的な開催をすることにより意識を高められることが予想されるため年間4回の実施を目標とする。定例実施の会議の題材に職場意識改善に向けた取り組み内容等を盛り込むこととする。</p> <p>(2年度目) 引き続き職場意識改善に向けた話し合いの機会を設ける。 2年度目は更に話し合いの機会の回数を増やすことを目標とする。 年間5回の開催を目標とする。</p>
②労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任	<p>(1年度目) 社内職場意識改善に向け、労働条件等の職場環境等の個別の苦情、意見、要望等を受け付ける担当者を選任し、苦情、要望等の受付体制を整備し、従業員に当該担当者名および取り組み内容を周知する。周知方法は文書を事業所内に掲示するか、若しくは回覧文書を作成することにより行う。</p> <p>(2年度目) 従業員からの苦情、意見等を受け付ける担当者の従業員全員への周知を引き続き図ると共に、担当者の増員や意見箱を設置し、相談受付方法を工夫するなど意見が通りやすい環境の更なる整備を図る。</p>
2 職場意識改善のための措置	
①労働者に対する職場意識改善計画の周知	<p>(1年度目) 従業員に対し、職場意識改善計画を回覧および文書を事業所内に掲示することにより周知する。</p> <p>(2年度目) 従業員に対し、職場意識改善計画の徹底した周知を図るため、社内パンフレット等を作成したり、定例研修会での周知や事業所内に掲示するなどして周知徹底する。また、1年度目の取り組み結果も合わせて周知する。</p>
②職場意識改善のための研修の実施	<p>(1年度目) 職場意識改善の必要性や意義について、管理職の意識や知識を高めるために、職場環境や意識改善を主題とする研修に経営担当者が自ら参加するか、もしくは外部から講師を招き実施する。</p> <p>(2年度目) 前年度の研修結果を踏まえ、更に職場意識改善を図るため、管理職等が研修に参加する。2年度目も外部から講師を招くか、外部の研修会に参加するかで管理職に対する意識改革を引続き図っていく。</p>

職場意識改善計画

取組事項	具体的な取組内容
3 労働時間等の設定の改善のための措置	(注) ①及び②は必ず記載し、③～⑥のうち1つ以上選択してください。
①年次有給休暇の取得促進のための措置	<p>(1年度目) 年休取得促進のため、まず有給休暇制度の周知を図る。労働者が年休を確実に取得できるようにするため、有給個別管理表を作成し、個々が取得状況を把握できるようにすると共に年次有給休暇の取得状況の確認制度を導入することにより、労使双方が年休制度についてよく理解する。又、状況に応じて可能であれば計画的付与制度を導入し、年休を取得しやすい環境を整備する。1年度目は導入に向けた検討会を設ける。</p> <p>(2年度目) 有給の計画的付与制度の導入を検討し、可能であれば実施する。また、有給個別管理表の実績把握を徹底し、取得が進んでいない労働者に対して取得促進活動を行う。</p>
②所定外労働削減のための措置	<p>(1年度目) 所定外労働削減のため、ノー残業ダイの導入が可能な部門から制度を導入し、週一日は残業をしない曜日を設定し、回覧や事務所内への掲示等により職場に周知・徹底する。</p> <p>(2年度目) 1年度目に導入した所定外労働削減のためのノー残業ダイを、他部門にも導入が可能かどうかを検討し、可能であれば全部門において採用する。</p>
③労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間の設定	<p>(1年度目) フレックスタイム制の導入に向け職場意識改善会議内において協議を行う。 合わせて変形労働時間制の導入についても協議する。</p> <p>(2年度目) 1年度目の検討内容を踏まえてフレックスタイム制又は変形労働時間制を導入する。</p>
④労働時間等設定改善指針の2の(2)に定められた、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与等の措置	<p>(1年度目) 能力の向上を目的とする資格取得や外部研修への参加等のために休暇が必要とする場合に、休暇が取れる制度の導入の必要性を検討する。</p> <p>(2年度目) 1年度目において導入を検討した、能力向上のための休暇制度の実施に向け会議内において具体的に取組んでいく。</p>
⑤ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用による多様な就労を可能とする措置	<p>(1年度目)</p> <p>(2年度目)</p>
4 制度面の改善のための措置 (注) 3に記載した措置も該当する場合は再掲のこと	(1年度目)